

令和3年8月26日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 魚沼市過疎地域持続的発展計画について
(2) 豪雪地帯対策特別措置法改正に関することについて
(3) 魚沼市公立保育園等再編計画(案)及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについて
(4) 入広瀬小学校について
(5) 今後の所管事務調査について
(6) その他
- 2 調査の経過 8月26日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
魚沼市過疎地域持続的発展計画について、豪雪地帯対策特別措置法改正に関することについて、魚沼市公立保育園等再編計画(案)及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについて及び入広瀬小学校について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
今後の所管事務調査については、委員から提案のあった新たな調査課題について取扱いを協議した。
その他で、押印等見直しの実施について、執行部より報告を受け質疑を行った。また、委員から小中学校における新型コロナウイルス感染症対応について質疑があった。

総務文教委員会会議録

1 調査事件

- (1) 魚沼市過疎地域持続的発展計画について
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法改正に関することについて
- (3) 魚沼市公立保育園等再編計画（案）及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについて
- (4) 入広瀬小学校について
- (5) 今後の所管事務調査について
- (6) その他
 - ・押印等見直しの実施について
 - ・小中学校における新型コロナウイルス感染症対応について

2 日 時 令和3年8月26日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、森島守人、
本田 篤、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 遠藤徳一

6 説明員 吉澤教育委員会事務局長、米山総務政策部副部長、五十嵐企画政策課長、
森山学校教育課長、小林子ども課長

7 書 記 佐藤議会事務局長、今井主任

8 経 過

開 会 (10:00)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開会します。遠藤委員から欠席の届出がありましたので報告します。

(1) 魚沼市過疎地域持続的発展計画について

森島委員長 日程第1、魚沼市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

米山総務政策部副部長 それでは、魚沼市過疎地域持続的発展計画について説明させていただきます。これは令和2年度末で過疎地域自立促進特別措置法が失効したことによりまし

て、同法に基づき策定した魚沼市過疎地域自立促進計画が終了いたしました。その後、同法の趣旨を引き継ぐ形で議員立法により、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたため、本市においても第8条第1項に基づき市町村計画を策定するものであります。今日は計画策定の説明を行い、次回9月16日には素案等について説明を行いたいと思っております。配付資料につきましては企画政策課長が説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

五十嵐企画政策課長　過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、基になる法律と計画策定の必要性について説明させていただきます。過疎対策事業に対する各種財政措置を受けるためには計画を策定する必要があります。そしてその計画については議会で議決をしていただくことが必要となっております。そこで本日は計画策定の基になる法律を初め、過疎地域の要件、今後の策定スケジュール、計画の構成について説明をさせていただきます。過疎地域については昭和45年に最初の過疎法である過疎地域対策緊急措置法が10年の期限立法として制定されて以来、これまで4次に渡り、いわゆる過疎法が制定され、過疎地域の住民福祉の向上や、地域間格差の是正などを目的に各種の対策が講じられてきました。この度旧法が令和2年度で期限を迎え、それを基に策定をした計画も、計画期間を終えることから新法の規定に基づき計画を策定するものであります。それでは資料について説明をさせていただきます。（資料「魚沼市過疎地域持続的発展計画について」により説明）

森島委員長　今ほど担当課から背景並びに概要の説明がございました。これから質疑を行いたいと思います。委員の皆さん、質疑はありませんでしょうか。

大平委員　減収補填の措置ですが、これは今固定資産税の部分について説明をされましたけども、ほかの税収についてもこの減収補填の措置は適用になるんですか。そこら辺ちょっと確認させてください。

五十嵐企画政策課長　これについては、固定資産税のみになります。

本田委員　大きなところでお伺いしたいと思います。これから素案をつくっていくという段階だと思いますが、私からお伺いしたいのは、これから市が計画を立てるという中で、この持続的発展計画というのが、これまでの計画とどれだけ変わるのかということにあります。目的を見る限り、大まかなところは継続ということだと思います。ですけれども、新しい要項も入りました。そういった意味では、私の願意としてはよりスパイスの効いた計画であってほしいなと思うんですけれども、その辺、現状感触としてどんなもんですか。あらかた前のやつを踏襲してやっていくのか。それとも全くまっさらな状態から作り上げていくのか。その辺お伺いいたします。

五十嵐企画政策課長　ほとんどといいますか、全計画を引き継ぐ形で策定しておりますが、その事業のメニューにつきましては、人材確保のところなど前計画にはなかったところが追加されている部分がありますし、施設整備につきましては、「公共施設等総合管理計画との整合を図る」というのが、この計画から追加されましたので、施設整備につきましてはその計画との整合を図るようなものとなっております。

本田委員　法的な話しになれば、議員立法で新たにつくったという、それくらい議員側からすれば力を入れてほしいという中で、計画については前回の踏襲だとやはり少し物足りないなという印象があります。地域の持続的発展と口で言うのはそのとおりなんですけど、じゃ具体的になんぞやというとなかなか難しいと思うんですよね。私も今急に言われても、

じゃ何をするかっていう具体的な方策が見当たらないというか、またそれを口で説明しろと言われてもなかなかできませんし、自分なりにコンセプトを煮詰めていく必要があると思うんですね。そこはやっぱり素案をつくる段階で、一回検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

森島委員長　特にこの1ページ目に記載されている、新旧といいましょうか、この表がこの矢印のとおりになっていくというのが大まかな考え方ではないのかなと思います。特に新たな手法では、目標設定、公共施設等総合管理計画との整合ということで、これがまた新たに持続的発展計画、今までは自立促進計画であったものがこういうふうになっていくんだという表の見方であろうと思いますので、これを見ながら今本田委員が言ったような部分を含めて整理をしていただければと思っております。

本田委員　目標設定とか、整合性を取るなんていうのは、この計画に限らず今までの計画もK P I設定というのは当たり前のことなんで、そこをつくることも加えてなんですけども、じゃ持続的発展でなんぞやと、そこをこの表で表すところで機械的にやるんじゃなくて、私はスパイスを効かせてほしいという表現をしましたけども、持続的発展とはなんぞやというところを一回見直してほしいと、そういう願意でありますのでお願いいたします。

森島委員長　ぜひ委員の願意を入れながら計画を練っていただければと思います。

横山委員　この過疎地域持続的発展計画という、この法律関係は初めて目を通すわけですし、それが変わるということで、今本田委員から話があったように持続的発展という部分が非常に重みがあると私は思っています。目的の中も、前目的は五つ、さらにそれが「雇用機会の拡充」であったり、「人材の確保及び育成」とか追加部分があるわけですが、それらを含めて、その下のほうの「集落の維持・活性化」であったり、「公共交通手段の確保」であったりということで、実際にもう取り組んできてはいるところではあるかと思うんですけども、新たな計画を立てる中で、今話の中で前計画を引き継ぐということだという話を聞いたんですが、やはり市内の各集落も含めた実態をしっかりと把握する中で具体的な困り感をしっかりと把握しないと持続的発展ということは、言葉では非常に簡単なんですけども、住民のその辺の困り感をしっかりと把握した上で、だからこういうふうな計画をするんだと、5年間はこれをやって、次の5年間はこれでやるというふうな市民の、また集落の今の現実をしっかりと把握した上で持続的なものにつくり変えていただきたいなというふうに思っています。例えば、コミュニティ協議会というものがあるんですけども、平成22年に設立して10年たって、ほとんど設立当時と変わらない組織でやってはなかなか課題解決にはいかないんですよ。これから先10年は、どうやったら解決できるかという仕組みづくりをしないと今のままでは計画の言葉にただあるだけで、実質的には動きにくいということがありますので、今の現実、実態をしっかりと把握した上での具体的な計画策定に当たっていただきたいと私は思っています。

米山総務政策部副部長　横山委員の話のとおりだと思います。1枚めくっていただきますと、先ほど委員がおっしゃっていましたが、目的のところに「地域格差の是正」というようなところも入っておりますし、1番最後のページになるんですけども、4番の計画の構成についてというところでありまして、2番の後段のほうに「地域の持続的発展のために実施すべき取組に関する事項」というところで、新たに1番の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」という項目が入っておりますし、3番、「地域における情報

化」について新しい項目になっております。それから11番、「再生可能エネルギーの利用の促進」、12番も新しくなっております。先ほど横山委員のおっしゃるとおり、1番、3番についてはまさにその部分だと思いますので、それを踏まえた中で素案の策定を進めていきたいと思っております。

大平委員　今のことに関連するんですが、先ほどご説明がありました「成果と課題」については、成果は3項目あって、課題については4項目挙げられています。今おっしゃった中身で進めていくんだろと思うんですけども、この構成だと、なかなかこう総花的な感じがするんですけど、やっぱり重点的に取り組む中身をめり張りをもってやらないと、目標値を設定するわけですから、そこら総花的にやっても経過が10年間だとは思いますが、なかなか成果が上がらない。途中で計画を見直したりするということでも、我が市の状況がどうなのかという検証をする際にも重点とすべきものを強調したり、あるいはそれを重点的に例えば政策だとか事業だとかをしっかりと議論して幅広く意見を採るということですが、そこは強調した中であれば、この点について意見が出るような、逆に言うとな、意見が出るような中身でやっていただきたいなというふうに思っているんですけども、この構成を見る限りでは、ただ追加をされた。総花的にこれを並べていると思うので、見た感じがそうなので、前計画とは違う中身をしっかりと出していきたいんですが、その取組の考え方について少し聞かせてください。

五十嵐企画政策課長　今の大平委員の質疑は計画の中身のことだと思うんですけども、この構成については大まかなところしか示しておりませんが、2の「地域の持続的発展のために実施すべき取組に関する事項」に関しては、12項目ありますけども、その中にそれぞれ方針、課題、対策、事業計画というふうにそれぞれ示す形で今作成をしておりますので、次回計画案をお示しするときには、その辺が見て分かるような形にしたいと思っております。

森島委員　基本的に上位に総合計画があり、それに基づいてこういう過疎計画があるということをご皆さん方に理解していただかないと分かりづらい部分があると思います。魚沼市の全体像というのは総合計画があって、そこから行くんだと、その辺を踏まえた中で答弁をしていただければと思います。

五十嵐企画政策課長　過疎地域持続的発展計画の基になるのは市の総合計画でありまして、その総合計画の中でも過疎地域の持続的発展に特化した部分の計画というふうになりますので、総合計画を基にそれぞれの取組については計画を考えていきたいと思っております。

桑原委員　最後にちょっと確認です。さっきの横山委員の話にも共通するんですが、この中で策定予定スケジュールが時系列に並んでおりますけども、9月の上旬というのはすぐ来るわけですが、策定するに当たってコミ協もほぼできあがったり、市長の対話でいろいろ声が出ていることも多少分かる中で、そういうものを網羅した中で、そういうものを吟味、仕分した中でこういう策定ができていますのかどうか、ですから悪く言うと机上の理論だけでやっているわけではないですよというところを確認させてください。

米山総務政策部副部長　先ほど企画政策課長が申しましたが、総合計画を基にした過疎地域の持続的発展計画でありますので、ご心配のあるコミ協の案件、地域に係る案件につきましても、その部分を踏まえた計画になるよう進めてまいります。

桑原委員 総合計画も当然なんですが、声をみんな拾ったものを確認をしながら策定しているのでしょうかということです。

米山総務政策部副部長 総合計画の際も声を拾った形で進めておりますし、その総合計画を踏まえた過疎地域持続的発展計画の策定をしていると考えております。したがって、拾った中で計画を策定していると考えております。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）なければこれで質疑を終結させていただきます。なお、本件については引き続き調査することでご異議ございませんか。（異議なし）では、そのように決定をいたしました。

（２）豪雪地帯対策特別措置法改正に関することについて

森島委員長 日程第２、豪雪地帯対策特別措置法改正に関することについてを議題とします。資料が配付されておりますが、まず議会事務局長に経過について説明をさせます。

佐藤議会事務局長 資料をお配りさせていただきましたが、経過ということでは、こちらの豪雪地帯対策特別措置法の関係については、新潟県知事が振興協議会の会長を歴代務めておりまして、そちらから各議会議長宛てに改正に対してご協力くださいということで文書が出ております。それを受けて魚沼市長のほうから議長宛てに８月１９日に意見書の議決についてということで要請が来てございます。今回委員会にこの議題について提出させていただきましたが、最終的には議会運営委員会で発議をして、これを採決するかどうかということになるかと思えますけども、審議する場というのがどこになるかということで豪雪地帯対策事業の所管は魚沼市の場合、企画政策課になりますので、この総務文教委員会で審議をいただくということで今回提出をさせていただきました。あくまでも最終的な発議等の場合は議会運営委員会でご検討いただくということになります。経過については、簡単ですが以上です。

森島委員長 では、その内容について企画政策課のほうから説明をお願いしたいと思います。

五十嵐企画政策課長 この意見書の議決についてのお願いの文書について説明をさせていただきます。本市が加盟いたします、全国積雪寒冷地帯振興協議会では、このいわゆる豪雪法の特例措置である第１４条及び第１５条の期限が令和４年３月末に期限を迎えることを受けまして、この特例措置の延長、それから豪雪地域の生活改善を目的とした交付金や基金の創設について、要望を行っております。それから新潟県特別豪雪地帯市町村議会協議会からもこの件について要望していただいたということも伺っております。ついては、この要望の趣旨にご賛同いただきまして、魚沼市議会からも特別措置法改正に関する意見書を関係機関に提出いただくようお願いをしたいと考えております。なお、条文の内容についてでありますけども、第１４条につきましては基幹的な市町村道整備を道府県が代わって整備を行うことの特例であります。橋とかトンネルとかの技術が必要な工事につきまして道府県が市町村に代わって行うというような特例であります。第１５条につきましては、公立の小中学校施設の新築、増築、改築における国庫負担割合のかさ上げがされることの特例であります。この第１５条につきましては、先ほどの過疎法のところでも説明をしましたが、学校の整備の区分によって特豪地域で受けられるものと過疎地域で受けられるものが分かれているものになります。説明は以上であります。

森島委員長　では今ほど執行部から説明がございましたが、このことについて何か質疑はありませんか。

桑原委員　移住やIターン、Uターンも含めて、本当にこの豪雪地帯が困るということで出ていく人もいっぱいいるわけなんですけれども、限られた地域だけなので非常に研究開発が進まないということを踏まえて、これに関連して大学や研究機関等をお願いして、雪対策、本当に今掘る人もいなくなって、非常に困っている人がいっぱいいる現状があるわけです。ですから、少なくとも例えば屋根や車庫の乗り入れ関係の融雪、消雪関係の研究開発をお願いするようなことは、この中に含まれるのかどうか、そういう依頼をしているのかどうか、そこをちょっと知りたいんですが。

森島委員長　この趣旨とちょっと違う部分があるのかも分かりませんが、その辺回答ができましたらお願いをいたします。

五十嵐企画政策課長　この法改正に関する意見書については、先ほど説明した14条、15条の関係と、あとは新たな交付金とか基金の創設についても要望しているということなんですが、その新たな交付金、基金といわれる部分については担い手の確保というようなものが主の要望になっていると聞いております。ですので、今ほど桑原委員がおっしゃった部分については、こちらでは把握していないところになります。

桑原委員　把握していないのは仕方ないと思いますが、そういうものを付加できないのかというところが、こんなところでもんでも仕方ないかも知れませんが、担い手は明らかになくなってきていますので。

米山総務政策部副部長　意見書の議決に係る部分ではありませんけれども、この資料を1枚めくっていただきますと、全国積雪寒冷地帯振興協議会ということで県知事が主体になるものがあります。そこでは毎年要望書を国に提出しております。その中には空き家の関係ですとか、除雪の関係ですとか、委員がおっしゃるその新しい技術というものが入っているかどうかは確認しておりますが、空き家など除雪の担い手が少なくなっているのので何とかしてほしいというような要望書は、この協議会から提出されているということだけお伝えしたいと思います。

森島委員長　これは議長も県の特別豪雪地帯議会協議会の副会長でありますので、今ほどの桑原委員の質疑については議長のほうで受け止めて、また対応させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

(3) 魚沼市公立保育園等再編計画(案)及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについて

森島委員長　日程第3、魚沼市公立保育園等再編計画(案)及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　魚沼市公立保育園等再編計画(案)及び第二期子ども子育て支援事業計画の見直しについてであります。見直し案の中身につきましては、前回の総務文教委員会で説明をさせていただいたところではありますが、その後8月24日から29日の日程で

保護者及び市民向けの説明会を今開催しているところであります。その途中ではありますけれども、その経過と今後の予定等についてご報告をさせていただきます。内容については子ども課長から説明いたします。

小林子ども課長 （資料「魚沼市公立保育園等再編計画（案）の見直しに係る当面の予定等について」により説明）

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 10月下旬に定例教育委員会で成案化ということなんですが、その後についてはこの委員会では何らかの報告や説明があるということでしょうか。

小林子ども課長 そのように考えております。

大平委員 説明ですが、市民説明会とあります。29日に行われるということなんですけど、これはこの1回のみですか。例えば、対象となるようなひがし保育園のところでは、そこに関係する地域の住民の方とか、そういう関係の方への特段説明をするということではないんですか。

小林子ども課長 それぞれの園での説明会については、保護者にご案内をさせていただいております。地域の方々につきましては29日の市民説明会の会場のほうにご来場いただきたいと考えております。

大平委員 やはり保育園というのは、学校とともに地域にとっても、ひがし保育園も長い歴史を重ねてきているわけなので、やはり一定程度そういう地域に配慮した説明等はやる必要があるし、ひがし保育園は今回の説明の主になっているわけですから、そこら辺は配慮するべきだと思うんですが、その考えはないですか。

吉澤教育委員会事務局長 ひがし保育園につきましては、閉園の方針を既に示しておりますので、具体的に何年度というところが次の焦点ということになるかと思えます。そのことについてこれから検討し、10月の新年度の園児募集の前には年度を示した上でひがし保育園の保護者にはもう一回説明会の開催の予定を既にしておりますが、その機会に併せて、地元、どの範囲とするかについてはちょっとまた検討が必要かと思えますけれども、その機会をまた別途設けることも含めて今後検討したいと思っております。

大平委員 やはり、こういう園を閉じるとかいう形になるというのは非常にナーバスなところも、私その地域の事情を承知しているわけではないので何とも言えないですが、配慮は十分して、丁寧な説明とご理解をいただく作業は重ねていただきたいなと思うところと、あとで往々にしてあるんですが、知らなかったと。周知はされていると行政側は言っているけど、なかなかその周知がされていないところも今までの例ですと多々見られるので、そういうそごがないように丁寧にやっていただきたいんですがいかがですか。

吉澤教育委員会事務局長 これまでも閉園に至った保育園が何園かございますが、基本的にはそのときのやり方のよかった点、悪かった点等を考慮しながら説明が不足することのないように配慮したいと思えます。

星野委員 前回の説明会は非常に人数が少なかったというお話でしたけれども、24日と25日は終わっているわけで、ここの説明会に来られた保護者等の人数が分かったらお願いします。

小林子ども課長 それでは24日、25日の説明会の開催状況ということで、24日のひがし保育園につきましては保護者が6名という参加状況でございました。前回は10名ほどだったか

と思いますが、若干減ったという形でございます。それから佐梨保育園につきましては、残念ながらこちら1名ということで、昨年度の説明会においては4名の参加が得られたんですが、こちら減少しているということであります。非常に残念ですが、周知という部分では事前に保護者全員に配付した中で、ぜひ参加していただきたいということでご案内はしたんですけども、結果としてはこのような状況でございます。

星野委員 人数を聞く限り、説明会というようには言えないような人数ではあるんですけども、ちなみに29日の市民説明会、これは25日号の市報に載っていたのは見たんですけど、あとはどのような周知方法で募集をしているのでしょうか。

小林子ども課長 29日のご案内につきましては、市報のほかに、ひがし、佐梨、つくしの3園以外の保育園の全保護者のほうにご案内をさせていただいているところです。資料配付と合わせて文書でご案内させていただいております。

森島委員長 周知をしても来ないというような現状ですが、引き続きよろしく願いをいたします。ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。なお本件についても引き続き調査することでご異議ありませんか。(異議なし) 異議がないようですので、そのように決定をいたしました。

(4) 入広瀬小学校について

森島委員長 日程第4、入広瀬小学校についてを議題とします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長 入広瀬小学校についてであります。こちらも前回の総務文教委員会で今後の児童数の推移についてご説明をさせていただきました。その後、7月26日に入広瀬小学校児童の保護者、それからすもんこども園に入広瀬地域から通う児童の保護者を対象に説明会を開催し、意見交換を行ったところでございます。本日はその報告をさせていただきますが、その前に前回の委員会で児童数の推移を説明した中にご質問いただいたことに答えが不十分でありましたので、補足を含めてお答えをしたいと思います。(資料「入広瀬小学校児童数推移」及び「入広瀬小学校から須原小学校へ学区外就学者数」により説明) 説明会、意見交換会についての報告は学校教育課長からさせていただきます。

森山学校教育課長 (資料「入広瀬小学校についての保護者説明・意見収集等の状況」により説明)

森島委員長 これから今ほどの説明について質疑を行います。質疑はありませんか。

星委員 ちょっと聞き逃したような気がしたんですけど、いただいたアンケートの結果を保護者に返したというふうに言われましたよね。

森山学校教育課長 欠席の方もいらっしゃいますが、ここでどういった話を説明して、どういったご意見があったかということを中心にまとめた資料を保護者の皆さんに、入広瀬の小学校とすもんこども園で入広瀬にお住まいの方の保護者にはお届けしております。

大平委員 今後のことについてなんですが、9日に地元の人たちと同じような形でやると。その後のスケジュールについては、最短でも令和5年度に統廃合を目指しながらいくということになりますと、検討委員会もどういったイメージで持たれているのか。北中学校が誕生したときに、経過とやり方は違うんだけど、そういうのを参考にやるのか、それと

も決まった方向なので、あとは粛々とやるという形になるかと思いますが、そこら辺の進め方についてはスケジュール感は何か、今案としてはありますか。

吉澤教育委員会事務局長　　まずスケジュールの前に組織の大体のイメージですが、北中学校の統合のときのような大規模なことは実際今は考えておりません。北中学校のときについては、何校統合から始まっていたという経過がありますので、今回は基本的には入広瀬小のことであるというようなことから、規模としては当時よりもかなり縮小したいと考えております。スケジュールについては、実際統合するとなると来年度が仮に閉校事業をするとなれば予算編制が来年度予算に盛るといえるようなことがあるとすると、今年中といえますか、10月、11月、12月あたりまでには方向を見いだしたいと考えております。

大平委員　保護者の方が全てと言っていいほど統廃合するというご意見があるということなので、これは連合自治会長とコミ協会長の2人くらいなのか、それとも地域への説明とか、場合によっては地域の人たちの意見をもらいたいという、そういう場合は、それ以降は特段設けますか。それともこのまま行きますか。

森山学校教育課長　　説明申し上げるのが少なくて申し訳ありません。連合自治会長につきましては、入広瀬の6つの地区の会長さん方、それぞれの区を連合したところが6か所ありますので、6名の方となります。それから地域へのご説明ですが、連合自治会長やコミ協と今後話し合いをした中、検討委員会のこともそうなんですけれども、そういった地域への説明の機会を設けるかどうかというのも検討委員会もそうなんですけれども、そこでまたご意見をいただきたいと考えております。

桑原委員　直接関係ないんですが、確認の意味で私がちょっと聞き漏らした関係もあるので、今児童の、子どもたちの人数に対しての小学校の世帯数と保育園、現状の保育園児に対する世帯数を両方ともちょっと教えていただけたらと思います。

森山学校教育課長　　小学校の世帯数は9世帯であります。それからすもん子ども園のほうなんです、実は小学校とすもん子ども園の方が被っているかどうかというのを私たちがまだ把握していなくて大変申し訳ないんですけれども、すもんこども園の対象となる世帯は6世帯であります。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようですので、本件については以上といたします。

森島委員長　ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (11:08)

再　　開 (11:15)

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。日程第5は、委員会内部の協議になりますので、一部日程を変更して、日程第6その他を先にし、その後に日程第5を協議することにご異議ありませんか。(異議なし) ではそのように決定をさせていただきます。

(6) その他

・押印等見直しの実施について

森島委員長 日程第6、その他を議題とします。まず押印等見直しの実施についてを議題といたします。資料が配付されておりますので、執行部に説明を求めます。

五十嵐企画政策課長 それでは、行政手続きにおける押印、署名の見直しについてご説明いたします。国では新型コロナウイルス感染症拡大を予防し、それからデジタル時代に向けた既成制度見直しの一環として、書面主義、押印原則、対面式に関する見直しに取り組んでおります。本市としましても国県の取組に併せて感染症予防とデジタル化に向け、行政手続きの市民負担を軽減していくために押印、署名の見直しを進めるものであります。資料について説明いたします。(資料「行政手続きにおける押印・署名の見直しについて」により説明)

森島委員長 今ほどの説明に質疑等はありませんでしょうか。

大平委員 この標題と目的や見直しというのは、押印だけになっているんですが、署名については今後は考えていないと、そういうことなんですか。それともこれが終わった後にそういう署名なんかの見直しも行うと、そういうことですか。

五十嵐企画政策課長 署名の見直しも、押印の見直しと一緒に進めて行きたいと思っております。

大平委員 署名についてなんですが、その署名の見直し等については、例えば本人署名という書く欄が、どんな手続きでもありますよね。そういうところを例えばパソコンで打ったやつを見せてという、そういう形なんですか。それともその署名欄というそのものを変えるということなんですか。

五十嵐企画政策課長 今現在、様式を見直しているところでありまして、その個々の案件につきましては、個々にどういうふうな対応をするかというのを今検討している最中であります。

大平委員 これも引き続きこの委員会で署名等についても何らかの対応が考えられたら報告を受けるということによろしいですか。

五十嵐企画政策課長 この押印、署名の見直しについては、その都度報告、説明をしていきたいと考えております。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようでありますので、このことについては以上とさせていただきます。

・小中学校における新型コロナウイルス感染症対応について

森島委員長 このほか執行部から報告事項等はありませんか。(なし) 委員の皆さんから執行部に対し、ご意見、協議事項等はありませんか。

大平委員 2学期もう始まりましたので、コロナ対応について小学校、中学校、国から示されている部分もあると思いますが、我が市の小中学校での対応についての検討はどの程度進んでいるのかまず伺いたいと思います。

森山学校教育課長 コロナの対策につきましてですけれども、国から示された感染症の対策マニュアルののっとなって基本的には行っております。また新しい生活様式も示されておりますので、その生活様式も徹底して行うようにしてあります。全国的にも人数が増えてい

るというようなことですが、それぞれの学校で気を引き締めてますます衛生的に努めていただきたいという話をさせていただいております。また、不測の事態というようなこともありますけれども、その際には学校で判断できること、それから教育委員会のほうで指示をすること、国県の通知内容等を鑑みながらそれぞれ判断していかなければならないと考えております。

大平委員 10代の方の感染が今月に入ってから目につきます。それについてはお休み期間中なので把握はなかなかというところはあると思いますが、示せるものがありましたら願いたいします。

森山学校教育課長 10代、それから10歳未満の方もそうなんですけれども、お子さんの感染状況につきましては、新潟県が発表しているデータであれば追いかけることが可能かと思っていますので、もし必要であれば次回の委員会等々で皆様にお示しできるのではないかと考えています。

大平委員 国から示されている以外に魚沼市で独自に、それぞれの施設の規模もありますし、状況もあると思いますので検討されるのではないかなと思うんですが、併せて魚沼市独自のガイドラインとでも言いましょうか、そういうものが示されるのであれば願いたいと思うんですがいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 今の本市の感染状況からして、国県に先んじて何かをするという状況にはまだ至っていないと考えておりますが、今のところ国県が示したガイドラインに沿って対策を取っているという状況であります。しかしながら今後、各施設等で独自の対応をするということも含めて次回報告する際に併せて報告できるようにまとめておきたいと思います。

大平委員 年間スケジュールで既に予定が組まれている行事、カリキュラム等の、普通に考えてみれば課外とか、いろいろあるかと思います。年度当初とちょっと違ってきている部分がかなりあると思うんですけども、そこを見直しについてはどうされるのか、そこら辺は学校長なのかと、柔軟に対応していくのか、そこら辺の考え方について聞かせてください。

森山学校教育課長 年間スケジュールについては、文部科学省からは極力、何とか工夫して実行するようという通知が出ておりますので、各自治体ともにそれぞれ何とかして実施するような方向でやるというのが基本的な考えだと思います。それにさらに感染状況等々を鑑みながら、それぞれ学校と教育委員会のほうで判断をするというようなこととなりますが、中止にしたり変更したりするというのは後のほうの判断になると思います。何とかして工夫しながら安全に確実に行うような方向ですというのが基本的な考え方であると考えております。

本田委員 関連してお伺いしたいんですが、学校名の公表の基準についてなんですが、先般ホームページやフェイスブックで学校名が実名で出たところもあれば、そうでない学校もあったわけですが、その辺の名前を出すところの、出す出さないの基準というのはどういうふうになっているのかというのを伺いしたいんですが。

吉澤教育委員会事務局長 感染拡大を防ぐ意味では施設名、学校名、あるいは保育園、もしあった場合ですが、出すほうが有効というふうには考えられるんですけども、今のところの魚沼市の方針としては、保護者の同意が得られたものについて学校名を出している

いう状況です。ケースによっては何々保健所管内さえも出さないでほしいというようなこともあるように聞いておりますし、なるべく県の発表とそごが出ないような範囲で情報公開をするというようなところで、実際には1件ごとに確認をしながら公表をしているというような状況であります。

本田委員 恐らく、公表しない学校についても、その関係者については当然やっているということですね。いわゆるホームページのような表面的なところには出してはいないけれども、きちんと関係者の調査はしているというふうに取ってよろしいですか。

吉澤教育委員会事務局長 ケースによっては、学校のクラスに濃厚接触、あるいはその疑いがあるからPCR検査を実施するという必要性がある場合は、当然発生があったからこそするということを説明しなければいけませんし、あるいは休校して消毒するというような事態になった場合は、それも当該の学校には説明しないといけませんので、そこはホームページに載せる載せないという判断とは別に保護者宛てには周知をするようにしていますし、今までのところしているということでもあります。

大平委員 子どもたちへのワクチン接種、12歳以下が対象外ですが、それ以上の方々は対象となるわけなので、そこら辺の接種率だとか、それから今後、小中学生の感染が全国的には急拡大しているわけで、そこら辺の特段の対応は考えていくのか、そこら辺の考え方について何か検討されているのかちょっと聞かせてください。

森山学校教育課長 12歳から15歳までのワクチン接種につきましては、学校教育課のほうではなく健康増進課のほうで対応させていただいております。私たちのほうは当然学校にそういったことが行われているというようなことは連絡をしますし、また国でも接種が推奨されているということを説明しているところではありますが、接種率等についてはこちらではすぐに把握できるかどうかは、健康増進課のほうで把握はすることになるんじゃないかなとは思いますが、少し答えられないと思います。

大平委員 接種率等については、進んでいる自治体なんかは公表されて、その成果を上げていると聞いております。ぜひそういう部分では情報共有するためにも健康増進課と連携を取って、特に懸念されている部分ですので、しっかりと示していただければと思いますがいかがですか。

吉澤教育委員会事務局長 本市の場合、予約が今日からできるようになったという状況であります。なので、接種率という点ではまだまだということですが、実際接種を希望する保護者の割合がおおよそ35%程度で、それは事前に予約を取る前に、接種体制がどの程度の規模必要か把握するために健康増進課が意向を確認した結果が35%程度でありましたが、それがイコール接種率となるかどうかというのはちょっとまだ分かりません。今後また委員おっしゃったとおり健康増進課と情報を共有しながら把握したいと考えております。

森島委員長 ぜひとも両方の委員会に共通することでありますので、公表できるものについては公表していただきますようお願いをいたします。ほかにありませんか。(なし)なければ、これからは委員会内部の協議になりますので執行部は退席ということにさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。(異議なし)異議ないようでありますので、これで執行部からは退席をいただきます。大変お疲れさまでした。しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (11 : 31)

執行部退席

再 開 (11 : 33)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(5) 今後の所管事務調査について

森島委員長 日程第5、今後の所管事務調査についてを議題といたします。資料を配付させていただきましたが、表面は前期総務文教委員会からの申し送り事項の一覧であります。裏面は7月20日の委員会でお知らせしたとおり、新たな課題として委員の皆様からいただいた意見を一覧にしたものであります。提出された委員の皆さん方、大変ありがとうございました。本日は、まず新たな調査課題としてご意見をいただいた委員の方から提案の要旨について簡潔に説明をいただき、その後委員の皆さんで協議をさせていただき、総務文教委員会の調査課題について今日の委員会に取りまとめられればまとめていただき、時間がほしいというようなことであれば次回まで持ち帰りにさせていただきたいと思います。それでは、まず本田委員から説明をお願いいたします。

本田委員 私からは「図書館、市民センター図書室の在り方について」ということで挙げさせていただきました。提案理由について白紙状態でありますけれども、これまっさらというような話であります。図書館については市長から行政報告がありましたけれども、一度振り出しに戻すというような話もありました。一般質問でも市民センター図書室の話がありましたけれども、本当にこのままでいいのかというような投げかけだったと思いますので、それら前段を含めて、これから先どのような方法論で図書館について考えていくのかということ、本当に何をしたいか分からない状態であるのは議会も行政側も同じだと思うんですけれども、そういった意味も含めまして今後委員会で調査していきたいなということであります。提案理由はまっさらな状態であるということをお願いいたします。

森島委員長 次に横山委員からお願いいたします。

横山委員 1つ目の「不登校児童の自立支援対策について」ということでありますが、平成二十四、五年のときですかね、2.四、五%くらいが、その後3.何%に上がり、そのときに教育委員会では温かい学級づくりという施策の中で、学力向上はもちろんだけれども、生徒指導的な部分で不登校児童生徒を減少させていきたいんだということで、ずっと温かい学級づくりが関わってきていると思います。その成果もあって、たぶん不登校児童生徒が減少気味になったのではないかなと思うんですが、現にまだ2.四、五%はいるんですね。温かい学級づくりで解消できる子どももいるけれども、温かい学級づくりの子どもたちの人間関係だけでは解消しきれない子どもたちがやはりいるということを踏まえると、その児童生徒の背景をしっかりと見定めながら自立支援をしていく必要があるのか、その策はどういうのがあるのかという部分で、何か委員会でできないかなというのが第1点です。

それから第2点については、「コミュニティ協議会の課題解決に向けた仕組みづくり」という話ですが、これも先ほどお話させていただきましたが、先ほどの過疎対策云々の中で考えると、ほぼ10年前にコミュニティ協議会が入広瀬地区から設立して、現在15地区あるわけですが、中身はほとんど10年前と変わらない状況で、ただ実態としては人口減少、過疎含めて課題が見えてきている中で、なかなかその課題を解決する仕組みが今現在ではできていないというふうなのが、私はあるのかなと。それを今後どうしていったらいいかという部分を先ほどの過疎の持続化の部分と含めて考えていく必要があるのかなということで提案させていただきました。

それから「各地域の拠点づくりについて」というところですが、これも先般、旧堀之内庁舎の扱いについていろいろ話があったわけですが、その中で地域の拠点、要するにどういう意味かということ、地域の歴史文化含めた交流の場が各旧町村のところに必要ではないかと。よりどころが今ない状態ではないかなと私は考えますので、堀之内地区については旧堀之内庁舎が使えるだろうし、私が今住んでいる守門地区では北部事務所があり、拠点等々は公民館もありということで何とかなるかなと。ただ入広瀬地区については、先ほど話が出たように中学校は統合、小学校も統合、それからまだ今寿和温泉の問題とか等々含めたときに、どこかよりどころとしての場所が必要なのに、どこがいいのかなと。小出地区については旧小出庁舎等については取り壊しという方向になった場合に、今ある公民館がどうなるんだろうとか等々含めると、広神についても旧広神庁舎がどのようにこれから考えられるのかということで、各旧町村の拠点づくりが必要ではないかなということで提案させていただきました。

それから「ヤングケアラーの実態と対策について」ということなんですが、最近ヤングケアラーという言葉が出始めてきています。どういう意味か私も詳しいところまでまだ勉強していないんですが、先だって仲間のほうに研修をしていると話を聞きましたので、昨日あたり資料が届いているんですけども、やはり実際にいるのかいないのか。また、いるとすればそういう児童生徒をどういうふうに支援できるのか。また不登校との絡みも出てきているというふうにも聞いています。現に平成28年から南魚沼市では研修に取り組んで、つい先日NHKで研修の様子が放映されていたのを見ました。そんなところで総務文教委員会で取り上げていくのもいいのかなという気持ちで提案させていただきました。

森島委員長　　ここでしばらくの間、休憩とし、委員間で自由討議とさせていただきます。

休　　憩（11：40）

休憩中に自由討議

- ・ヤングケアラーについては、これが原因で不登校になっているという子どももいる。
- ・大人の引きこもり、若い子どもたちの引きこもりを含めて不登校と引きこもりの関係性を見ていかなければならないと考える。
- ・ヤングケアラーの研修を学校が進めることで子どもの見方が変わってくる。変わるということは不登校の子どもたちを救えるという見方に変わってくる。それが自立につながっていくという流れができる。子どもの見る目を研修することによって不登校生徒の背景を探るひとつの方法にもなる。

- ・どこかできっかけをつくるために、ヤングケアラーの実態把握を含める中での研修会を仕組むことが次への施策のきっかけになるのではないかな。
- ・ヤングケアラーとか不登校の話は委員会として調査してもいいのではないかな。
- ・子どもの貧困も10人に1人と言われている。魚沼市の場合、基本的に子どもの貧困はないと取っているようだが、ヤングケアラーも1人かゼロ人かもしれないが、その1人の子どものために我々委員会が全力を注ぐということも決して悪い話ではない。
- ・まずは実態把握だと思う。我々の勉強も含めてどういうところで手を差し伸べられるかというのは考えていいのではないかな。
- ・何人いるかはまた別にして、子どもの貧困、不登校の背景、ヤングケアラーというものを全部一回考えてみてやらないといけないのではないかな。
- ・図書館については、まさに今これから始まろうとしていることなので、6期の委員会の中で協議していくということでしょうか。
- ・不登校児童の自立支援対策については、ヤングケアラーとつながる部分もある。これを一括りにしながら検討してはどうか。ただし所管の問題もあるので、我々の所管の部分について検討するような進め方でしょうか。
- ・大人の引きこもりは総務文教委員会でもらってもいいのではないかな。
- ・合同の委員会というものもある。ただ、委員会が自立しているので、子どもたちのためにどちらがいいのかということを含めて議長、産業厚生委員長、事務局とその辺を考えながら取り上げる。
- ・コミュニティ協議会については、本来ならば検証をしていかなければならないことだろうと思う。決算も踏まえて質疑をしていただきたいと思います。
- ・まずは決算委員会で視点論点を明確にさせていただく中で足りないところは委員会で調査するという形でいいのではないかな。
- ・コミュニティ協議会というのは決算、予算委員会、一般質問でだいぶ出されたが、なかなか踏み込んだ話というのは出てきていないというのが現状である。地域づくりにも直接関わる。委員会で特別に時間を取り、今までの検証をしていくというのは必要だと思う。
- ・拠点づくりについても同じく、これも市の総合計画や実施計画と直接関わってくるものなので、特別時間を取ってすべきではないかな。
- ・コミュニティ協議会についてはやっていただきたい。役所に基づいたような予算組だったり考え方だったり、柔軟な考え方がない。地域をよくしようというのは、大きく言えば魚沼市をよくしようということであるのに、その地域のことだけ考えればいい、ほかのことなんて考えなくてもいいような話が当初はあった。それがなかなか10年たっても柔軟性が悪いまま。非常にもったいないと感じている。
- ・コミュニティ協議会については、具体的に何を調査するかというところが重要だと思う。
- ・拠点づくりについてはコミュニティとの関連もあると思う。入広瀬の小学校については既に委員会の中で調査している部分でもあるので、この辺は整理をしたい。また、公共施設再編ということで進めているが、これはこの委員会の所管の中なので、その中で質疑等をやってもらいたい。拠点づくりについては、どちらかというと一般質問でやっていただくような大きな課題であろうと思う。全てを取り上げていくのではなく、この中

の部分でコミュニティ協議会の施策の中でやっていけるものを拾っていきながらしていきたい。

再 開 (11 : 59)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。委員会としての方針がまとまったようですので、皆さん方に報告をさせていただきます。図書館、市民センター図書室の在り方については、図書館全般ということで、これは調査させていただく。不登校児童の自立支援対策については、これも課題として取り上げさせていただく。コミュニティ協議会の課題解決に向けた仕組みづくりについても、申し送り事項がありますので、そのことを踏まえながら課題として取り上げさせていただく。各地域の拠点づくりについては、この中でコミュニティ施策と競合するものについては、コミュニティ施策の中で議論をさせていただく。ヤングケアラーの実態と対策については、新しい課題でありますので取り上げさせていただくということにさせていただきますがよろしいでしょうか。(異議なし)では委員会としてその方針で行うこととし、急な課題や新たな課題については随時対応をしていくことといたします。これにご異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よってそのように決定をいたしました。委員の皆さんからほかにご意見、協議事項等はありませんでしょうか。(なし)なければ、私から皆さんに提案させていただきますが、事前に事務局からメールでお知らせをさせていただきました、来週9月3日、金曜日ですが、現地調査を行いたいと思っております。場所は旧堀之内子育て支援センターとたんぼ保育園建設予定地を考えております。これについて皆さん方からご意見がございましたらお願いをいたします。

星委員 服装はどういう格好でいけばいいんですか。

森島委員長 それは今ほど皆さんから決定をいただければ、招集通知に服装等も記載させていただきます。私の考え方としては、旧堀之内子育て支援センターの中には入れません。外で視察ということですので、服装は今のままでヘルメットを持参して来ていただきたいと思います。あとは前回の委員会で配った図面を持ってきていただきたいと思います。これも招集通知に記載されていると思いますので、それをご覧いただきたいと思います。それから戻ったら総括をしたいと思いますので、皆さん方から感想でも結構ですので、2か所見た感想、ご意見をいただければと思います。では、本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の総務文教委員会は、これで閉会します。

閉 会 (12 : 03)